

亶理町町制施行 70 周年記念

令和 7 年度「御城印デザインコンテスト」応募規約

応募をもって、本応募規約に同意したものとみなします。事前によくお読みいただいてからご応募ください。

1 応募作品に関する注意点

以下の内容を含まないことが求められます。

- ・法令に違反するもの
- ・暴力的、差別的、卑わいな表現を含むもの、または犯罪を助長するもの
- ・個人、企業、団体など他者の名誉や信用を毀損するもの、プライバシーを侵害するもの
- ・第三者の著作権、商標権、肖像権、そのほか知的財産権を侵害するもの
- ・特定の企業の取り組みや商品などの宣伝、または政治、宗教等特定のイデオロギーの宣伝や勧誘と認められるもの
- ・その他、本コンテストの趣旨に照らして不適切とされる表現を含むもの

※応募作品の著作権等の権利の取扱いについては、「3 著作権等について」をお読みください。

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 応募に伴う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に従い、適正に管理し、本コンテスト以外には使用しません。
- (2) 応募者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報を、本コンテストに関する連絡のために必要な保護措置を講じた上で利用することに同意するものとします。
- (3) 前項に定める同意事項について、応募者が審査通過後に異議を述べる場合、当該応募者について審査通過を取り消すことがあります。

3 著作権等について

- (1) 応募者は、応募作品が自身で発案したものであり、自身に著作権等の全ての権利が帰属するオリジナル作品であること、また、本コンテストへの応募前に発表していないものであることを表明し、保証したものとみなされます。特に、他のサイトや第三者のブログ等から許可なく画像等を使用することは、著作権等の権利の侵害に該当する可能性がありますのでご遠慮ください。
- (2) 採用作品について権利侵害を主張する第三者との間の紛争には、応募者自らが対応し、町は一切の責任を負いません。町が損害を被った場合は、応募者に損害を賠償していただく場合があります。
- (3) 採用作品の著作権など一切の権利は、亶理町に帰属するものとします。また、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 前項の許諾及び了承は無償となります。大賞作品の御城印販売に関する売上利益等は全額町の収入となります。

4 その他注意事項

- (1) 本コンテストは予告なく変更・中止することがありますのでご了承ください。
- (2) 町は、本規約について本コンテストの応募者の同意を得ることなく、期間を問わず本規約の内容を変更できるものとし、変更後の本規約は方法を問わず町が公表した時点で効力が生じるものとします。
- (3) 審査状況や審査結果に関するお問い合わせには応じられません。